○道路法

(昭和二十七年六月十日)
(法律第百八十号)

(道路の構造の基準)

第三十条　高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。

一　通行する自動車の種類に関する事項

二　幅員

三　建築限界

四　線形

五　視距

六　勾こう配

七　路面

八　排水施設

九　交差又は接続

十　待避所

十一　横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設

十二　橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度

十三　前各号に掲げるもののほか、高速自動車国道及び国道の構造について必要な事項

２　都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準(**前項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。**)は、**政令で定める**。

３　**前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。**

(昭三三法三六・昭三九法一六三・平二三法一〇五・平二三法三七・一部改正)

○道路構造令

(昭和四十五年十月二十九日)
(政令第三百二十号)

(橋、高架の道路等)

第三十五条　**橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。**

２　橋、高架の道路その他これらに類する構造の普通道路は、その設計に用いる設計自動車荷重を二百四十五キロニュートンとし、当該橋、高架の道路その他これらに類する構造の普通道路における大型の自動車の交通の状況を勘案して、安全な交通を確保することができる構造とするものとする。

３　橋、高架の道路その他これらに類する構造の小型道路は、その設計に用いる設計自動車荷重を三十キロニュートンとし、当該橋、高架の道路その他これらに類する構造の小型道路における小型自動車等の交通の状況を勘案して、安全な交通を確保することができる構造とするものとする。

４　前三項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(平五政三七五・平一二政三一二・平一三政一七〇・平一五政三二一・一部改正)